

四日市市規則第42号

四日市市消防音楽隊規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市消防音楽隊規則の一部を改正する規則

四日市市消防音楽隊規則（昭和38年四日市市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(編成)</p> <p>第4条 音楽隊の編成は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>隊員は、消防職員（以下「職員」という。）</u>、<u>四日市市消防団員及びボランティア</u>で構成する。</p> <p>(隊長の職務)</p> <p>第6条 隊長は、隊員の<u>出席及び服務状況を確認するものとする。</u></p> <p>(演奏の出席)</p> <p>第8条 所属長は、<u>業務に支障のない範囲で、職員を演奏日に出席させること</u></p>	<p>(編成)</p> <p>第4条 音楽隊の編成は、次のとおりとし、<u>隊長、副隊長及び隊員は、消防長が任命する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(隊長の職務)</p> <p>第6条 隊長は、隊員の<u>服装並びに楽器その他用具の保存及び手入れの状況について毎月1回以上点検を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>隊長は、隊員の出席及び服務状況に関し、消防長に報告するものとする。</u></p> <p>(練習、演奏の出席)</p> <p>第8条 <u>各所属長は、別に定める音楽練習日、又は演奏日には音楽隊員を出席</u></p>

ができる。

(制服)

第9条 音楽隊員の服装は、四日市市消防吏員服制規則（昭和28年四日市市規則第6号）に定めるほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

(簿冊)

第10条 音楽隊に次の簿冊をおく。

(1) (略)

させるものとする。ただし、災害出動若しくはこれに準ずる緊急公務の場合はこの限りでない。

(制服)

第9条 音楽隊員の服装は、四日市市消防吏員服制規則（昭和28年四日市市規則第6号）に定めるほか、別表に定めるものを着用するものとする。

(簿冊)

第10条 音楽隊に次の簿冊をおく。

(1) (略)

(2) 消耗品受払簿

(3) 楽器修理記録台帳

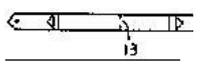
別表（第9条関係）

消防音楽隊服装表		
<u>あご</u>	<u>地質</u>	<u>縞平織金線裏革付</u>
<u>ひも</u>	<u>製式</u>	<u>巾13ミリメートルの縞平織金線裏革付で取外し可能なもので演奏に際し、帽のあごひもと取替着装する。</u>
<u>肩飾</u>	<u>地質</u>	<u>銀色系製</u>
<u>りモール</u>	<u>製式</u>	<u>銀色系組の3つ編とし、銀色金属製ペンシル2個を付ける。着装に際しては、モールの一部に左腕を通し肩飾りモール上部を左肩に</u>

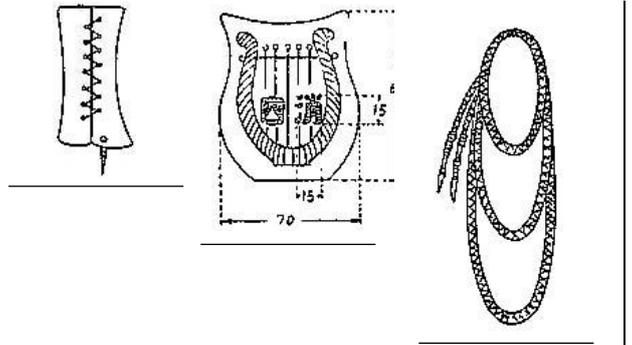
		緊着しつり下げる。形状図のとおり。
<u>楽譜かばん</u>	<u>地質</u>	白色帆布製かばんの内部に硬質ビニール製の函を入れる。
	<u>製式</u>	かばんは縦150ミリメートル、横200ミリメートル、厚さ40ミリメートルとする。蓋はホック2個にて止める。肩紐は巾35ミリとし、前部にびじょう1個をつける。着装は右肩より左腰にかけてバンドで緊着する。形状図のとおり。
<u>バンド</u>	<u>地質</u>	白色の布
	<u>製式</u>	バンドは巾50ミリメートル、長さは適宜とし銀色金属製止金具をつける。着装は楽譜かばんの紐の上より腰部に緊着する。形状図のとおり。
<u>ゲートル</u>	<u>地質</u>	白色の布
	<u>製式</u>	側面に各々7個の金属製かがり穴及びちを付し、白紐により編みあげる。なお下部に靴底を廻して止めるびじょう1個をつける。形状

		<u>図のとおり。</u>
<u>手袋</u>	<u>地質</u>	<u>白色の上質綿製</u>
	<u>製式</u>	<u>市販のもの</u>
<u>腕章</u>	<u>地質</u>	<u>赤地サージ台に金モール</u>
	<u>製式</u>	<u>縦70ミリメートル、横65ミリメートル赤色サージ台に立琴及び四消の金モールで表す。形状図のとおり。着装は右肩上より10センチメートル下に安全ピン2個でとめる。</u>
<u>日おい</u>	<u>地質</u>	<u>白色の上質綿製</u>
<u>備考</u>		<u>ゲートルは、室内で演奏する場合に限りこれを省略することができる。</u> <u>バンドは夏衣着装の場合に限り、これを省略することができる。</u>

あごひも (註 単位 肩飾りモール  
はミリメートル  
トル)  
腕章

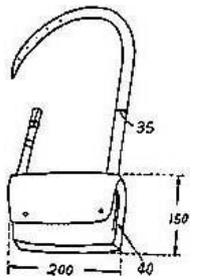
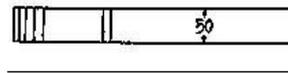


ゲートル



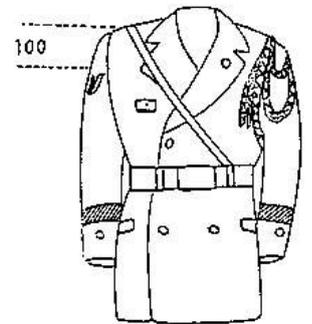
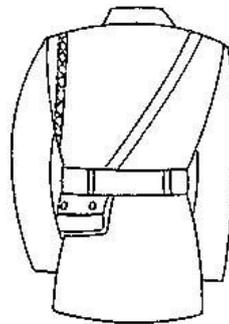
バンド

楽譜かばん



装着背面図

装着正面図



[註 単位はミリメートル]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防本部総務課)